

2024 年度
港北ニュータウン・メゾンふじのき台団地管理組合消防計画

1 目的と適用範囲

この計画は、港北ニュータウン・メゾンふじのき台団地（分譲）内における火災、地震等の災害の予防と居住者（団地管理組合組合員）の安全及び被害の軽減を図ることを目的として、居住者全員が守ることとする。

2 防火管理者の業務

防火管理者は、この消防計画を推進する責任者とし、次の業務を行う。

- (1) メゾンふじのき台団地管理組合役員で構成する防火管理委員会を組織すること（2024 年度防火管理委員会は、別紙 1 の通り）
- (2) 消防署への各種届け出及び報告（届け出及び報告書は理事長名）
- (3) 居住者に対し消防計画の周知を図ること
- (4) 共用部分の消防用設備等の点検を点検業者に年 2 回委託して行い、その結果を確認すること（点検結果報告書等を保存し、3 年に 1 回消防署に報告する。）
- (5) 防災訓練参加の呼びかけ
- (6) 3 ヶ月に 1 回、別紙の防災自主点検記録票に基づく自主点検の実施（その結果を保存する。）

3 防火管理委員の業務

- (1) 消防施設の維持管理に努めると共に災害時避難経路となる階段、バルコニーに避難の障害となる物を置かないよう居住者に対し周知を図ること。
- (2) 3 ヶ月に 1 回、別紙の防災自主点検記録票に基づく自主点検の実施。（その結果を保存する。）
- (3) 防災訓練に積極的に参加し、消火器等消防施設、防災資機材の使い方、安否確認、被災者の確認・救助、避難誘導の方法など、火災、災害の際の対応について訓練に務めること。

4 居住者の防火管理対策

居住者は、各自の責任において次の対策を行うこと。

- (1) 戸内の火気管理を徹底し、火災予防に努めること。
- (2) バルコニーは、火災の場合の避難通路となる。従って、バルコニーには（特に、非常用ハッチ周辺には）避難の障害となる物は、絶対に置かないこと。
- (3) 階段室及び消火設備の周辺には、避難の障害になる物を置かないこと。
- (4) 暖房用の燃料は、安全な容器に密閉して保管すること。
- (5) 住戸内の自動火災報知設備及び非常警報設備の機能・取扱方法並びに火災・災害発生の際の避難方法について、家族で確認し合っておくこと。（自動火災報知設備：10 号棟、11 号棟、13 号棟、14 号棟、15 号棟に設置 非常警報設備：非常ベル、12 号棟に設置）
- (6) 火災発生の際に消防活動の障害となる違法駐車防止、避難通路の障害物の除去などに努めること。

5 火災が発生した場合の行動

(1) 通報

- ア 火災が発生した場合または火災を発見した場合は、大声で各戸のドアを叩く、非常ベルを鳴らすなど周囲に知らせると共に消防署に通報すること。
 - イ 消防署へは、自宅電話で 119 番『火事です、茅ヶ崎南 4-12 のメゾンふじのき台の〇〇号棟 5 階建て〇階〇〇号室が火事です。』と明確に知らせること。
 - ウ 公衆電話から通報するには
 - ① 15 号棟脇の公衆電話（グリーンの電話）：受話器をとって、119 をダイヤルする。
 - ② 団地集会場前に設置されている公衆電話（グリーンの電話）：受話器をとって、電話機左下の赤ボタンを押し、119 をダイヤルする。
- ※ ①②とも、テレホンカードやコインは不要である。

(2) 消火活動

- ア 火災が発生した場合、消防隊が到着するまでの間は、居住者が協力して初期消火活動を行うこと。そのために消火器の使い方、設置場所を日頃から確認しておくこと。
- イ 消火活動を行う際には、火災の状況に充分注意して、避難し遅れないようにすること。

(3) 避難行動

- ア 避難誘導は、居住者がお互いに協力して行うものとし、まず火災の影響の少ない階段を使用すること。
- イ 避難するときは、出入口、窓を閉めること。
- ウ 玄関からの避難が困難なときは、バルコニーの仕切り板を破壊しまたは避難ハッチを利用して隣接住居から避難すること。
- エ 玄関、バルコニー、避難ハッチからの避難が困難なときは、玄関、窓等の出入口を固く閉めて煙や炎が入らないようにして、消防隊の救助を待つこと。
- オ 避難したら、火災場所には指示があるまで絶対に入らないこと。

6 地震の際の備え

- (1) 2～3 日分の生活必需品（非常用食料、飲料水、衣類、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等）を持出用避難袋に入れて安全な場所に置いておくこと。
- (2) 家具の転倒防止対策を工夫して物が落下しないよう安全対策をとるよう心懸けること。

7 大地震の際の行動

- (1) 地震が発生した場合は、まず身の安全を図ることを第一とし、火気の使用は直ちに止めること。
- (2) 避難する際は、ガスの元栓を締め、各戸の電気ブレーカーは必ず遮断すること。
- (3) 大地震後は自宅で過ごすことを基本とするが、避難時には居住者が相互に協力して、身の安全を図りながら、安全な場所まで全員が徒歩で行うこと。日常、避難通路（2 ルート程度）お互いに確認し合っておくように心懸けること。
- (4) 火災発生、負傷者が出たときは、居住者が相互に協力して消火、救護にあたること。
- (5) 安否確認マグネット等により安否情報を玄関外に提示すること。
- (6) 震災対策本部（なわとび広場）を拠点として団地自治会が行う、安否確認、被災者の確認・救

助に積極的に協力すること。

(7) 大地震により大きな被害を受けた際に避難できる場所は以下の通り。

◎なわとび広場および賃貸棟集会所（メゾンふじのき台の駅側）

→ 【いつとき避難場所】災害の危険を回避するために一時的に避難する場所。

◎茅ヶ崎台小学校

→ 【地域防災拠点（指定避難所）】地震による家屋の倒壊などにより自宅に戻ることができない場合に避難。避難生活をする施設

◎葛が谷公園一帯

→ 【広域避難場所】大地震により発生した火災が多発し、延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るため一時的に避難する場所。

8 防災訓練

(1) 防災訓練は団地自治会で実施する。防火管理者及び防火管理委員会は、消防訓練の実施が確保されるように居住者への参加の呼びかけを行うこと。

(2) 居住者は、団地自治会で実施する防災訓練に参加して消火器等の操作、消火方法、防災資機材の使い方、安否確認、被災者の確認・救助、避難誘導の方法等を覚えるように心懸けること。

9 その他

居住者は、放火防止のため、共用部分、敷地内の整理整頓に努め放火されない環境づくりに努めること。

以 上